

令和3年度
事業計画書

～ みんなで 架けよう 幸福の橋 ～

社会福祉法人 島田市社会福祉協議会

目 次

I 基本理念	1
II 重点項目及び特記事項	2
III 事業計画	4
1 法人運営関係	
2 広報育成活動の推進	
3 地域福祉活動の推進	
4 生活支援の実施	
5 権利擁護支援の実施	
6 在宅福祉サービスの提供	
7 委託事業の実施	

令和3年度 社会福祉法人島田市社会福祉協議会事業計画

I 基本理念

「新型コロナウイルス感染症の感染対策の継続及び新しい時代の事業展開」

令和2年度は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、新しい生活様式を踏まえた行動が求められる年度となりました。島田市社協も感染防止対策の徹底、さらに実施方法等を再検討し、必要に応じた変更を行い、事業を実施しました。

新型コロナウイルス感染症については、現時点では終息の方向が見えませんが、一方で、島田市社協事業への期待は大きく、令和3年度も感染対策を徹底して事業を実施してまいります。

今回の新型コロナウイルス感染症の感染防止対策をし、福祉支援を行う中、社会情勢の変化で大きく影響を受ける方への経済的支援の重要性や、経済面と合わせて介護や子育てなどの複合的な課題を持つ方への支援の必要性を改めて確認する機会となりました。支援については、島田市社協内での情報共有や島田市との連携を強化し対応してまいりましたが、令和3年度も継続してまいります。

また、例年と同様の方法でイベントや講座を開催することが難しい中、インターネットやSNSを活用して福祉情報の発信を進めました。こうした取組では、若い世代への情報発信の強化、情報発信方法の多様化、さらに今までにない広い地域へ情報を発信することができました。情報のデジタル化は社会の大きな流れとなっており、島田市社協も令和3年度でのホームページのリニューアルをはじめ、インターネット上での動画配信やSNSの活用などの取組を積極的に進めてまいります。

一方で、参集しての活動が中心の居場所や高齢者ふれあいサロンなどの小地域福祉活動や地区社会福祉協議会活動では、直接、ふれあう交流の中から地域づくりや介護予防、孤立防止、福祉課題の発見などがされてきました。こうした活動は、現在も活動を休止することや、内容や回数を変更して実施していますが、新型コロナウイルスの感染が終息するまでの間は、従来と同様の活動を再開することは難しいと推測されます。島田市社協は、新しい生活様式の中で活動が継続できるよう、国縣市や関係団体等の情報の提供、他団体の活動内容の紹介、さらに活動の際の感染防止対策や活動休止中に利用者につながる方法など、様々な相談に対応してまいります。

令和3年度は、With コロナを意識しながら、新型コロナウイルス感染症の終息後を見据え、策定時期を延期した地域福祉活動計画の策定や、島田市内の社会福祉法人との連携事業などを進めてまいります。また、今回の経験を活かし、市民や活動団体、行政や関係機関と連携し、新しい時代の地域福祉活動を展開することを目指してまいります。

Ⅱ 重点項目及び特記事項

1 重点項目

(1) 【再】地域福祉活動計画の策定から地域とともに進める事業展開へ

本計画は、令和2年度に策定予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、現計画を1年延長（6年間）しました。

改めて、令和4年度から5年間の地域福祉に関する方向性や事業推進を計画する「地域福祉活動計画」を島田市の「地域福祉計画」と合同で策定します。策定にあたっては、地域住民や現場の活動者からの意見や、現在の計画の見直しを行い、これからの島田市の地域福祉の方向性を定め、必要な事業を計画します。

(2) 島田市内社会福祉法人との連携強化

全国的に社会福祉協議会の役割の1つとして、社会福祉法人と連携した地域福祉活動の推進等が求められています。また、社会福祉協議会と社会福祉法人との連携として、「社会福祉法人の車両を活用した外出支援」「介護人材の育成」などの先駆的な取組事例があります。

今年度は、既に社会福祉法人と連携した取組を展開している市町の調査や研究を進め、島田市で社会福祉法人と連携して取り組むことができる事業の創出を目指します。

(3) 福祉課題を抱える世帯への総合的な支援の拡大

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、収入減となり経済的な課題を抱える人や世帯の相談に応じ、静岡県社会福祉協議会が実施する「緊急小口資金貸付」など適切な生活支援をします。

また、福祉課題を抱える世帯には、生活困窮状態、権利を侵害されている場合、さらに介護や子育てなどの複合的な課題を抱える世帯もあります。島田市社協は島田市から受託する「生活困窮者自立相談支援事業」「成年後見支援センター」「地域包括支援センター」に加え、居宅介護支援や訪問介護などの島田市社協内の職員間での連携の強化に継続して努めます。また、行政や関係機関などとも引き続き連携し、総合的で効果的な支援をすることや、地域へも働きかけ「たすけあいの地域づくり」を目指すことに努めます。

(4) デジタル化や情報発信の強化

島田市社協が取扱う文書事務のデジタル化の推進、市民や団体からの各種申請や報告をはじめ、職員の事務処理の省力化や簡素化を目指します。

また、インターネットやSNSを活用した情報発信を強化します。SNS（フェイスブック、LINE、インスタグラム）では、登録者に福祉情報を随時発信します。福祉教育や講座の内容を動画配信（YouTube）することや、市民が利用しやすく、そして福祉情報を得やすくするためにホームページもリニューアルします。

(5) 介護報酬改定への対応及び在宅福祉サービスの提供

令和3年4月には介護報酬改定が予定されているため、島田市社協として必要な対応を行います。また、安定した経営を目指すため、収入増に向けた取組や各職員が「やりがい」を持って職務にあたることのできるよう、各事業において目標を設定します。

そして、介護保険や障害福祉サービスが目指す「自立支援」「重症化防止」に向けて、利用者の特性や家庭環境などをふまえたサービス提供をします。

2 特記事項

(1) しまだ事業所の機能強化

本所の在宅福祉サービス班の「しまだ事業所」は、1階にケアマネジャー、2階にホームヘルパー等を配置していましたが、ケアマネジャーからホームヘルパーへの伝達や、ホームヘルパーからケアマネジャーへの報告等に課題がありました。

令和3年度から、ケアマネジャーを2階に配置し、情報伝達が円滑にできるようにし、利用者へのサービス向上を目指します。

●本所の配置

1階	事務局主幹 総務班 広報育成班 地域福祉活動推進班 権利擁護推進班 生活支援班
2階	会長 常務理事 事務局長 しまだ事業所 居宅介護支援（ケアマネジャー） 訪問入浴介護 訪問介護及び居宅介護（ホームヘルパー） 特定相談支援

(2) 地域包括支援センターの運営体制の変更

近年、福祉人材の確保、特に地域包括支援センターで勤務するために必要な「保健師（看護師）」「主任介護支援専門員」「社会福祉士」の確保については、非常に厳しい状況が続いています。

市社協も職員の確保に苦慮する中、継続して地域包括支援センターを島田市から受託し運営するために、島田市と協議した結果、川根中学校区地域包括支援センターを、金谷中学校区地域包括支援センターのサブセンターと変更することになりました。令和3年4月からは、「金谷・川根中学校区地域包括支援センター」として運営してまいります。

金谷中学校区及び川根中学校区を一体の地域包括支援センターとして運営することで、川根中学校区は柔軟な職員配置とすることが可能になりました。

金谷中学校区（メイン） 4.5人	川根中学校区（サブ） 3人
①保健師（看護師）	左記の①～③の職員
②主任介護支援専門員	※3職種全員でなく一部で可
③社会福祉士	例：主任介護支援専門員1人
④上記に準じた職員	社会福祉士2人

(3) 3市1町成年後見推進事業の受託

成年後見制度の普及促進や適切な利用のため、島田市は近隣の焼津市、藤枝市及び川根本町と連携して事業を進めています。この事業では、主に事業運営する当番市を3市交代で担当することとしています。

令和3年度は島田市が当番市となり、そして業務を島田市社協へ委託する予定です。業務内容は以下のとおりです。

3市1町成年後見推進委員会	学識経験者、弁護士、司法書士をはじめ、3市1町の行政職員や社協職員で構成される委員会を運営する。成年後見制度の普及促進や、市長申し立てによる受任調整が主な内容となる。
市民後見人養成講座	3市1町としては第5期となる市民後見人養成講座（定員20名）を実施する。 また、市民後見人養成講座修了生のフォローアップ講座を年2回実施する。

Ⅲ 事業計画

1 法人運営関係

(1) 評議員会・理事会・監査の実施

会議名	時期（予定）	審議予定事項
評議員会	年3回	・令和2年度島田市社会福祉協議会事業報告、資金収支決算 ・令和3年度島田市社会福祉協議会補正予算 ・令和4年度島田市社会福祉協議会事業計画、予算 など
理事会	年4回	・令和2年度島田市社会福祉協議会事業報告、資金収支決算 ・令和3年度島田市社会福祉協議会補正予算 ・令和4年度島田市社会福祉協議会事業計画、予算 ・会長、副会長等の選任 ・評議員会の招集 など
監査	年2回	・決算監査（令和2年度分） ・中間監査（令和3年度上半期）

(2) 会員・会費制度の取り組み

市社協事業への理解と協力を得るため会員・会費制度の推進を図る。

区分	時期（予定）	取組内容
一般会費	6～8月	自治会・町内会を通じて各世帯へ依頼（1口：300円）
賛助会費		篤志家、市役所職員、市社協職員等へ依頼（1口：1,000円）
団体会費		福祉団体、ボランティア団体、地区社協等へ依頼（1口：2,000円）
施設会費		福祉施設へ依頼（1口：5,000円）
特別会費		民間企業へ依頼（1口：3,000円）

(3) 自主財源の確保

区分	時期（予定）	取組内容
寄附金	年間	個人、団体、企業等からの寄附金を受付
寄附物品		個人、団体、企業等からの寄附物品を受付
駐車場貸出管理		横井向島線の高架下を駐車場として貸出
自動販売機管理		北部ふれあいセンター等4か所に自動販売機を設置

(4) 各種研修の実施

①職員対象

区分	時期（予定）	取組内容
法人運営	随時	会計、経営、労務管理等に関する研修（参加）
地域支援		地域福祉、生活困窮、権利擁護等に関する研修（参加）
地域包括支援センター		包括支援センター職員としての研修、認知症等に関する研修（参加）
生きがいデイサービス		介護予防、自立支援、レクリエーション等に関する研修（参加）
介護関係		介護技術、介護予防、事業所運営等に関する研修（参加）

②全体研修

区分	時期（予定）	取組内容
全体研修	10月	クレーム対応等に関する研修

③役員・評議員対象研修

区分	時期（予定）	取組内容
役員研修	年1回	「社会福祉協議会」「島田市の福祉」等についての研修

(5) 各種会議・委員会の開催

区分	時期（予定）	取組内容
運営会議	月1回	会長、副会長へ運営状況の報告及び事業予定の確認等
業務会議	随時	会長、常務理事と業務に関する検討
苦情解決第三者委員会	10月、3月	第三者委員への苦情の報告からサービス向上への検討

(6) 社会福祉充実計画の実施

社会福祉充実残額を算出し、平成29年度に作成した社会福祉充実計画に基づき事業を実施する。

(7) 介護職員不足への対応

区分	時期（予定）	取組内容
介護職員初任者研修	7～9月	研修の実施及び就労支援

(8) 地域福祉活動計画の策定

区分	時期（予定）	取組内容
策定委員会	年3回	次期計画案の検討
調査・評価	数回	団体との懇談会や現計画の評価をし、計画案の根拠とする。

(9) 【新規】業務のデジタル化（業務改善）に向けた取組

市社協の事務作業における効率化や業務改善を図るため、デジタル化について研究し、必要に応じて導入する。

(10) 【新規】社会福祉法人との連携強化

市内社会福祉法人と連携した事業展開をするため、他市の実施状況の調査や研究を開始する。状況により市内社会福祉法人への調査や打合せを実施する。

(11) 関係団体との連携

市社協事業を推進するうえで、特に重要な下記の団体との連携は不可欠なため、各種会議へ出席し説明や依頼をして連携強化を図る。

①島田市民生委員児童委員協議会

②島田市自治会連合会

(12) 団体事務

①島田市共同募金委員会

区分	内容
島田市共同募金委員会運営委員会の開催	年数回開催
共同募金運動の推進	赤い羽根募金運動、歳末たすけあい募金運動の実施
助成申請の支援	施設・団体が助成申請するうえでの支援

②島田市静霊奉賛会

区分	内容
慰霊行事の支援	年3回、慰霊祭の実施
静霊神社の維持管理	今後の運営を遺族会役員と検討

2 広報育成活動の推進

市民への福祉啓発、福祉教育の実施、ボランティア活動の推進を図る。

区分	事業名	対象	時期（予定）	説明
広報活動	①広報啓発・情報発信	市民一般	年間随時	【事業統合】 「広報紙発行（年4回）」「ホームページのリニューアル」「SNSによる情報発信」「地区イベント（6ヶ所）への参加」など福祉情報や動画の配信などをする。
	②島田市社会福祉大会	市民一般	11月26日（金）	社会福祉功労者の表彰や市内活動者とのシンポジウムを実施する。
	③社会福祉功労表彰	市民一般		社会福祉事業に功労のあった方々や団体を表彰する。
	④ふれあい広場	市民一般	10月	各種福祉関係団体の参加（協力）のもと、福祉体験や活動発表など交流を図る。
福祉教育推進	①福祉教育推進事業	市民一般	年間随時	福祉出前講座をはじめ、手引きの作成や学校等との連絡会を開催する。
	②福祉体験学習事業	市民一般	8月	夏休み期間の体験学習や福祉のつどいを開催する。
	③福祉講演会 （定期セミナー）	市民一般	年3回	身近な福祉問題について学ぶ機会として開催する。
ボランティア活動関係	①ボランティア活動推進事業	市民一般	年間随時	「ボランティア相談」「ボランティア保険の取扱」「ボランティア活動の手引き作成」「ボランティア団体等連絡会」「ボランティア活動室の貸出」「収集活動」「ボランティア出前講座」を実施する。
	②運転ボランティア	市民一般	年間随時	福祉車両を運転するボランティアを必要に応じて派遣する。
	③災害ボランティアセンター	市民一般	年間随時	【事業統合】 「災害ボランティアセンター訓練」「災害ボランティアコーディネーター関係講座」「災害ボランティア連絡会」を開催し、大規模災害時に備える。

※令和2年度で終了

「ボランティア受入施設連絡会」→市内社会福祉法人との連携強化へ含む。

3 地域福祉活動の推進

小地域福祉活動の推進や各種団体へ補助金・助成金を交付する。

区分	事業名	対象	時期（予定）	説明
小地域福祉活動の推進	①小地域福祉活動推進連絡会	実施団体	年3回	地区社協等の情報交換や研修の機会として開催する。
	②外出支援普及・啓発講座	市民一般	年1回	移動サービスに関する法律・制度、取組事例について学ぶ機会とする。
	③居場所連絡会	実施団体	年2回	居場所づくりを行う団体の連絡会を開催し、情報交換や連携強化を図る。
	④こころに病気のある方を支える家族のつどい	市民一般	年4回	在宅の精神障害者とともに暮らす家族の交流の機会として開催する。
	⑤活動備品の貸出	市民一般	年間随時	地域活動や在宅支援のため、福祉用具やレクリエーション用具を貸出する。
補助金・助成金の交付	①地区社協補助金	地区社協	6月	地区社協の運営や活動のための補助金
	②福祉団体等補助金	福祉団体等	6月	福祉団体等の活動支援のための補助金
	③ボランティア活動推進補助金	ボランティア団体	6月	ボランティア団体の活動支援のための補助金
	④地域ふれあい活動等補助金	実施団体	6月	「高齢者ふれあいサロン」「子育てサロン」「地区福祉の会」の活動への補助金
	⑤居場所づくり事業補助金	実施団体	年間随時	居場所づくり事業を行う団体への活動支援のための補助金
	⑥地域福祉活動外出支援助成事業	実施団体	年間随時	各種福祉団体が外出事業を実施した際の車両の借上料の一部を助成する。
	⑦ボランティア・地域福祉活動団体資機材購入費助成	実施団体	7月～12月	各種福祉団体が活動に必要な資機材を購入する際に一部を助成する。

※令和2年度で終了

「居場所づくり事業・はーとちゃん家」→自主活動へ移行

4 生活支援の実施

経済的な課題を抱える家庭の相談に応じ、必要に応じた支援をする。

事業名	対象	時期（予定）	説明
①福祉総合相談	市民一般	年間随時	生活困窮者や高齢者、障がいのある人等、生活に困難を抱える人の相談に応じる。
②小口資金貸付	市民一般	年間随時	低所得世帯へ一時的に必要な生活費を貸付ける。（1世帯10万円上限、要連帯保証人）
③生活援護費貸付	市民一般	年間随時	低所得世帯へ一時的に必要な生活費を貸付ける。（1世帯3万円上限）
④高額療養費貸付	市民一般	年間随時	医療費が高額となり経済的な支援が必要な世帯へ保険適用分に該当する資金を貸付ける。
⑤生活福祉資金貸付 ※静岡県社協から受託	市民一般	年間随時	総合支援資金等、県社協の資金貸付窓口業務を行う。
⑥就労応援	市民一般	年間随時	就職活動費用の支出が困難な人へ履歴書作成費や交通費等を支援する。
⑦ライフライン復旧支援	市民一般	年間随時	電気・ガス・水道が停止などしている世帯へ代金を本人に代わり支払いをする。
⑧緊急食糧支給（商品券）	市民一般	年間随時	低所得世帯へ緊急的な支援が必要でフードバンクでは対応できない場合に支給する。
⑨歳末たすけあい運動	市民一般	12月	歳末たすけあい募金を活用し、支援が必要な世帯へ「年越し支援金」を贈呈する。

5 権利擁護支援の実施

権利擁護関係の相談に応じることや、市社協が法人としての支援を実施する。

事業名	対象	時期（予定）	説明
①権利擁護相談	市民一般	月1回	リーガルポータル静岡支部の協力のもと司法書士による成年後見制度等の相談を実施する。
②法人後見	家庭裁判所から 審判された人	年間随時	家庭裁判所から選任を受け、法人として成年後見業務を行う。

6 在宅福祉サービスの提供

(1) 介護保険事業

高齢者の在宅生活及びその家族を支援するため各種事業を展開する。

事業名	事業所	対象者	説明
①居宅介護支援	しまだ かわね	要介護・要支援・総合事業対象者	ケアマネジャーによる相談及びサービス計画の作成をする。
②訪問介護（総合事業訪問介護）	しまだ かわね	要介護・要支援・総合事業対象者	ホームヘルパーによる身体介護、生活援助のサービス提供をする。
③訪問入浴（介護予防訪問入浴）	しまだ かわね	要介護・要支援認定者	入浴車で各家庭を訪問し、入浴サービスを提供する。
④地域密着型通所介護※	北部	要介護・要支援・総合事業対象者	入浴や食事の提供、機能訓練やレクリエーション等のサービスを提供する。
⑤通所介護（総合事業通所介護）※	かわね	要介護・要支援・総合事業対象者	入浴や食事の提供、機能訓練やレクリエーション等のサービスを提供する。
⑥おでかけデイサービスさくら	かわね	要支援認定者・総合事業対象者	介護予防のため、体操や運動を中心としたサービスを提供する。
⑦指定介護予防支援	第二包括、金谷・川根包括	要支援認定者・総合事業対象者	地域包括支援センター職員による相談及びサービス計画の作成をする。

※「北部デイサービスセンター」及び「川根デイサービスセンター」は島田市からの指定管理事業

(2) 障害福祉サービス事業

障がいのある人の在宅生活及びその家族を支援するため各種事業を展開する。

事業名	事業所	対象者	説明
①居宅介護	しまだ かわね	障がいのある人	ホームヘルパーによる身体介護、家事援助のサービス提供をする。
②重度訪問介護	しまだ かわね	障がいのある人	重度の肢体不自由等、常に介護を必要とする人にサービスを提供する。
③同行援護	しまだ	視覚障がいのある人	視覚障がいのある人の外出時にガイドヘルプなど必要なサービスを提供する。
④特定相談支援	しまだ	障がいのある人	障がいのある人が適切なサービス利用ができるようにサービス計画を作成する。

(3) 独自事業

市社協として独自にサービスを展開し、高齢者の生活を支援する。

事業名	事業所	対象者	説明
①介護保険対象外生活支援サービス	しまだ かわね	要介護・要支援・総合事業対象者	通院時の付き添いなどのサービスを提供する。

7 委託事業の実施

(1) 島田市からの委託事業

島田市から委託を受けた事業を推進する。

事業名	対象	時期 (予定)	説明
①地域包括支援センター	高齢者	年間実施	「第二中学校」「金谷・川根中学校」区で実施。高齢者の総合相談窓口としての対応をはじめ「権利擁護」「包括的・継続的ケアマネジメント支援」「小地域ケア会議」「介護予防普及啓発」等を実施する。
②重度障害者等移動支援車両貸出事業	障がいのある人等	年間実施	車いす等で生活のため、公共交通機関の利用が困難な人へ福祉車両を貸出する。
③家族介護者交流事業	介護者	年間実施	在宅で高齢者を介護する人へ交流や学習、リフレッシュの機会をつくる。
④生活支援コーディネーター活動事業	市民一般	年間実施	高齢者の生活を支えるためのサービス開発をはじめ担い手の育成、市民理解を促進する講演会の開催、地域での話し合いの機会をつくり、支えあいの輪を広げる。
⑤生活困窮者自立相談支援事業・家計改善支援事業	生活困窮者	年間実施	個々の状況にあわせた相談対応をし、就労や社会参加に向けて支援をする。また、家計改善支援事業では、家計を含めた相談支援を実施する。
⑥成年後見支援センター運営事業	市民一般	年間実施	相談支援や広報啓発などを行い、成年後見制度の利用促進を図り、高齢者や障がいのある人の権利擁護に関する支援体制を整備する。
⑦【新規】3市1町成年後見推進事業	市民一般	年間実施	焼津市・藤枝市・川根本町とともに成年後見に関する推進の検討や、市民後見人養成講座の開催をする。(令和3年度島田市が幹事市)
⑧生活支援員派遣事業	総合事業対象者	年間実施	買い物、調理、掃除、洗濯等を利用者とともに行うサービスを提供する。
⑨移動支援事業	障がいのある人	年間実施	屋外への外出が困難な障がいのある人へ、外出支援をする。
⑩障害者訪問入浴サービス事業	障がいのある人	年間実施	障がいのある人で在宅での入浴が困難な世帯へ訪問入浴サービスを提供する。
⑪生きがい活動支援通所事業	介護保険の認定を受けていない高齢者	金谷 月～金曜日 伊久身 月・水・金	レクリエーションや体操等を通じて介護予防を図るサービスを提供する。
⑫【新規】しまトレ推進送迎付しまトレ	川根地区の高齢者	年間実施	中山間地域に居住する高齢者が「しまトレ」を体験し、地域での実施につなげる。
⑬川根介護予防拠点施設「ふれあい健康プラザ」※	高齢者	年間実施	介護予防や健康増進の拠点として、施設の管理や運営を行う。

※島田市からの指定管理事業（令和2年度から3年間）

(2) 静岡県社会福祉協議会からの委託事業

静岡県社会福祉協議会から委託を受けた事業を推進する。

事業名	対象	時期 (予定)	説明
①日常生活自立支援事業	高齢者や障がいのある人で判断能力が不十分な人	年間実施	個々の支援計画に基づき、福祉サービス利用援助を基本とした支援をする。